

子供には権利があります

世界中すべての子供に、生まれながら持っている大切なものがあります。
それは「権利」です。



生きる権利

育つ権利



自分を守り、
守られる権利

参加する権利



●児童の権利に関する条約

世界中の子供たちの権利について定めた条約が、「児童の権利に関する条約」です。日本をはじめ多くの国が批准しています。※条約の中では、18歳未満を児童(子供)としています。

大人の方へ

子供たちが健やかに成長するためには、周りの大人が子供たち一人一人の権利を尊重し、皆で子供を大切に守り育てていかなければなりません。子供への権利侵害の防止に御協力をお願いします。

「子どもスマイルネット」は子育て相談もお受けしています

「子育てがうまくいかない」「子供を叩いてしまった」「子供が学校に行きたがらない」など、子育てに悩んだときはお気軽に御相談ください。

相談専用電話 048-822-7007

相談時間 毎日 午前10時30分～午後6時
(祝日・12月29日～1月3日を除く)



●問合せ先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館
埼玉県子どもの権利擁護委員会事務局(埼玉県福祉部子ども安全課)
TEL 048-834-8755 FAX 048-822-4559

●ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/smile-net/index.html>

子どもスマイルネット

検索



埼玉県電話相談窓口

子どもスマイルネット

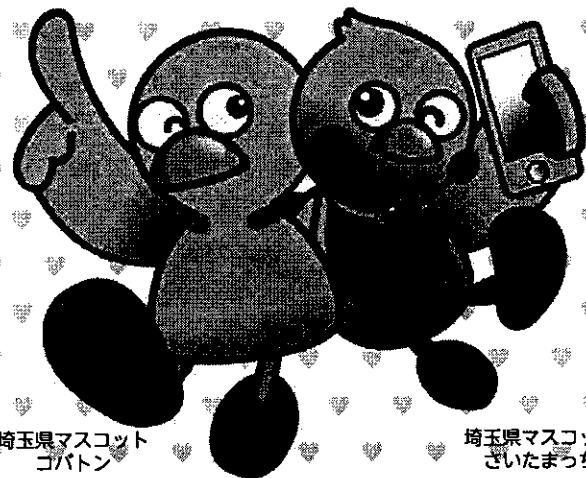
話してみよう! 解決できるかもしれない

友達
のこと

学校
のこと

家族
のこと

自分
のこと



埼玉県マスコット
ゴバトン

埼玉県マスコット
さいたまうち

TEL 048-822-7007

【相談時間】 毎日 午前10時30分～午後6時
(祝日・12月29日～1月3日を除く)

名前は言わなくて大丈夫! 秘密は守ります

相談は無料 (電話料金はかかりません)

彩の国 埼玉県